

(別紙 2)

公益財団法人福島県国際交流協会

2019 年度帰国・外国籍児童生徒等の早期適応のための

サポーター（日本語指導等及び通訳）【紹介】事業実施要項

1 目的

「2019 年度帰国・外国籍児童生徒等の学校生活への適応を支援する事業実施要項」に基づき、サポーター紹介にともなう必要な事項を定める。

2 実施期間

2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日

3 対象団体

市町村教育委員会または市町村国際交流協会、私立学校等

4 対象児童生徒等

各市町村教育委員会等及び私立学校等において、言葉や習慣等の違いにより学校生活への早期の適応に支障があると判断した帰国・外国籍児童生徒等（就学前児童生徒を含む。）

5 サポーター

「公益財団法人福島県国際交流協会 多文化共生・国際交流人材バンク制度要綱」第 2 条 3 号に規定する「外国の子ども支援人材」等の登録者で、協会が適任者と認めた者。

6 サポーターの活動

下記の日本語指導または通訳の活動を行う。

(1) 日本語指導等

○対象児童生徒等に対する母語でのケア

○対象児童生徒等に対する初期の日本語指導

(2) 通訳

入学・編入学手続きや三者面談、進路相談など対象児童生徒等の保護者等と学校との意思疎通をサポートするための通訳及び翻訳

7 経費

依頼者は、サポーターの活動に必要な下記の経費を負担する。

- (1) 謝金
- (2) 旅費
- (3) 旅行傷害保険
- (4) その他、教材等活動に必要な経費

また、サポーター活動に伴う対象児童生徒に対する事前面談や事前協議、中間検討会、最終検証会等の開催に関わる協会職員の旅費を負担する。

8 実施方法

(1) 日本語指導等

- ア 市町村教育委員会等は、協会に多文化共生・国際交流人材バンク紹介依頼書（様式第2号）を提出する。
- イ 協会は、市町村教育委員会等と対象児童生徒の面談等を含めた事前打合せを行い、「外国の子ども人材」等登録者の中から適任者を選定し、活動するサポーターについて市町村教育委員会等に通知する。
- ウ 市町村教育委員会等は、協会、学校、サポーター、保護者等による事前協議、最終検証会を開催する。なお必要に応じて中間検討会を実施する。
- エ 市町村教育委員会等は、サポーターの活動に必要な教材等を準備する。
- オ 学校等は、サポーターが記載するサポーター活動連絡簿等（様式は自由）により、情報交換を随時行い、サポート事業が効果的に行われるように努める。
- カ 市町村教育委員会等は、最終検証会終了後速やかに、協会に対して多文化共生・国際交流人材バンク活動状況報告書（様式第3号）を提出する。

(2) 通訳

- ア 市町村教育委員会等は、協会に多文化共生・国際交流人材バンク紹介依頼書（様式第2号）を提出する。
- イ 協会は、市町村教育委員会等と事前打合せを行い、多文化共生・国際交流人材バンク登録者の中から適任者を選定し、活動するサポーターについて市町村教育委員会等に通知する。
- ウ 市町村教育委員会等は、活動終了後速やかに、協会に対して多文化共生・国際交流人材バンク活動状況報告書（様式第3号）を提出する。なお、協会は通訳の際必要に応じて同席することができる。